

## 後援申請の方法等について

生涯学習・スポーツ課

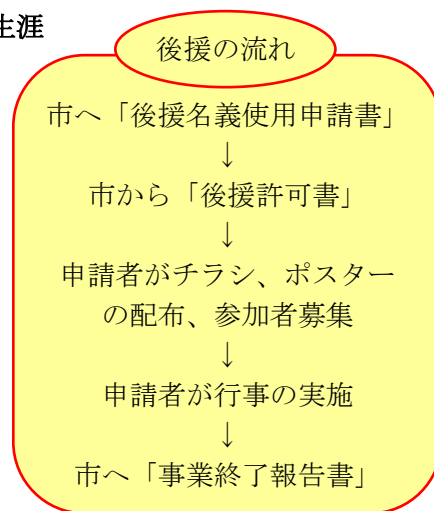
市では、さまざまな地域課題に取り組んでみえるサークルや団体の皆さんの活動の支援の一環として、講座や学習の集い、スポーツイベント、芸術文化活動などの行事の後援を行っています。

後援の依頼をお考えの場合は、別紙「後援名義使用申請書」を生涯学習・スポーツ課ほかへ桑名市教育委員会宛てでご提出ください。

ご提出にあたっては、次の資料を添付してください。

- ・行事概要がわかる資料（事業計画書、チラシ（案）または前回のチラシなど）
- ・行事にかかる収支計画書類（入場料や参加費が必要な場合）

申請をいただいてから後援の許可をお渡しするまでに数日を要することがありますので、チラシ等の印刷に要する期間などを考慮のうえ余裕をもって申請してください。



後援を行った行事が終了しましたら、別紙「事業終了報告書」をご提出ください。

ご提出にあたっては、次の資料を添付してください。

- ・行事の実施状況がわかる資料（行事で配付された資料やチラシ、行事の様子の写真など）
- ・行事にかかる収支報告書類（申請時に収支計画書類を提出された場合）

許可後に、その内容に変更等が生じた場合は、別紙「事業変更届」をご提出ください。

なお、行事の内容により提出先が生涯学習・スポーツ課など以外の場合がありますので、次の提出先の表を参考にしてください。

主な行事の内容	提出先（担当課）	電話	提出先のあるところ
一般の講座や学習の集い	生涯学習・スポーツ課 生涯学習係	24-1244	中央町三丁目79 くわなメディアライヴ2階
スポーツイベント	同課 スポーツ振興係	24-1251	
芸術文化的事業	ブランド推進課 文化振興係	24-1361	中央町二丁目37 桑名市役所3階
小・中学生を対象とする事業や教育研究事業	教育研究所	24-1242	中央町二丁目37 桑名市役所2階
人権啓発に関する事業	人権教育課 人権教育係	24-1246	
その他の教育委員会が後援を認める事業	教育総務課 管理係	24-1236	

桑名市教育委員会が後援する行事は、原則として『教育、福祉、学術、人権の啓発、スポーツ及び文化の振興に貢献すると認められる』行事です。また、次のような行事には、後援を行いません。

- ・営利目的と認められるもの（※物品の販売等も含む）
- ・売名行為が明らかなもの
- ・特定の宗教や政党のための活動であるもの